

柏崎市公共下水道公共ます設置等基準

平成9（1997）年4月1日
令和3（2021）年1月1日一部改正
令和4（2022）年4月1日一部改正

柏崎市下水道条例第7条第1項の規定による公共ますの設置等についての基準を下記のとおり定める。

第1条 公共汚水ます（以下「公共ます」という。）は、次の各号の一に該当する場合を除き原則として画地官民境界より民地側1.0メートル以内に管理者が設置する。この場合の「画地」とは、公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条による公告時における受益者が同一である隣接した土地の全部をいう。

- (1) 受益者負担金が未納である受益地
- (2) 公共下水道事業受益者負担に関する条例第18条第4号以外の理由により受益者負担金が全額免除されている受益地
- (3) 公共下水道事業受益者負担に関する条例第9条による公告がされていない土地
- (4) 宅地造成事業者等が整備し、公共下水道本管及び公共ますを管理者に帰属させた造成地内の土地
- (5) 公共下水道事業受益者負担に関する条例第16条による徴収を猶予されている土地
- (6) 農地等で土地の利用計画が未定である等の理由で公共ますの位置が定まらない土地で受益者から設置しないことの申出のあった土地

2 前項第6号に規定する土地の利用計画が定まったときは、基準に基づき予算の範囲内で管理者が公共ますを設置する。

第2条 前条にかかわらず、公道等に面していない画地においては、公共下水道本管（以下「本管」という。）が敷設してある公道等より技術的、経済的に最も適切な土地を調査し、管理者が位置を決定し設置するものとする。この場合の「公道等」とは、次の各号に掲げる道路をいう。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180条）第3条に規定する道路
- (2) 国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条第1項に規定する国有財産及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条第1項に規定する公有財産のうち、一般の通行の用に供している道路
- (3) 道路側溝を含む幅員が4.0メートル以上で、両端が前2号に掲げる公道に接続されており、かつ登記地目が「公衆用道路」である道路

第3条 前条第3号の規定を満たさない道路のうち、登記地目が「公衆用道路」である道路（以下「私道」という。）に接する画地の公共ますの位置は、公道等より1.0メートル以内の私道上とする。この場合の公共ますの箇所数は一箇所とする。

第4条 前条にかかわらず、次の各号の要件を満たす私道においては、私道に面した画地の敷地境界より民地側1.0メートル以内に設置し、必要な本管を管理者が敷設することができる。この場合私道所有者（地上権その他の権利を有する者を含む。）は、「私道公共下水道設置申請書」（別記第1号様式）により申請しなければならない。

- (1) 私道に面した排水設備設置義務者（建物所有者及び建物がない場合の土地所有者。以下「義務者」という。）が2人以上であること。ただし、集合住宅等の場合の義務者は一棟を1人と数え、土地

が共有名義の場合の義務者は共有名義人の複数を1人と数え、既に公共ますが設置してある義務者、本管が敷設してある公道等に面している義務者及び公共下水道事業受益者負担に関する条例第16条による徴収を猶予されている義務者は数えない。

- (2) 私道の一端が既に本管の敷設されている公道等又は私道に接続し、さらに本管敷設工事施行可能な幅員を有していること。
- (3) 技術的に自然流下による下水の排除が可能であること、もしくは地形上自然流下が困難な場合には、ポンプ施設の設置が技術的に可能であり、必要な用地が確保できること。
- (4) 平成10(1998)年3月31日以前に柏崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条の規定による公告のなされた受益地の面する私道においては、第1号の「2人」を「5人」と読み替える。

2 次の各号に掲げる道路は、前項の私道の取り扱いをしない。

- (1) 新たな敷地造成により生じる道路
- (2) 公共下水道認可区域内で都市計画又は区画整理事業により生じる道路

3 第1項各号の要件を満たす私道における本管及び公共ますの設置の条件は次のとおりとする。

- (1) 必要な用地の使用は無償とする。
- (2) 私道に設置された本管を義務者以外の者が将来利用することを認める。
- (3) 私道に設置された本管及び公共ますが不要になった場合の撤去費用の負担は、義務者とする。
- (4) 本管及び公共ますの設置後、義務者全員が速やかに排水設備の設置を行う。
- (5) 私道及び関係する土地を譲渡もしくは地上権を設定するなどの行為を行う場合、関係相手方に本条条件を引き継ぎ、権利及び義務を承継させる。

4 管理者は、第1項の申請を承認したときは、「私道公共下水道設置承認書」(別記第2号様式)により申請人に通知するものとする。

第5条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為のうち面積3,000平方メートル以上によるものは、必要な本管及び公共ますを管理者が指定する規格・構造により開発行為申請者が設置することとし、これによって設置された施設は管理者に帰属されるものとする。

第6条 画地における公共ますの設置箇所数の決定は次の各号による。

- (1) 公共ますの設置箇所は、一画地一箇所を原則とする。
- (2) 地形等によりやむを得ない場合に限り、必要な箇所を管理者が増設することができる。
- (3) 一画地に複数の義務者が存在する場合は、一義務者に一箇所とする。
- (4) 平成9(1997)年4月1日以降に柏崎市公共下水道事業受益者負担に関する条例第3条の規定による公告のなされた受益地のうち未利用の受益地において、一画地の面積が500平方メートルを超える場合はさらに一箇所を加えることとし、以下500平方メートルごとに一箇所を加えることができるものとする。
- (5) 前号に掲げる「未利用地」とは、建物敷地又は舗装を伴う駐車場用地として利用したことの無い土地をいう。

第7条 前条の決定は、受益者負担金納入者に対して行うこととし、公共ますが設置されていないこと又は前条第4号により算出した公共ますの箇所数に満たないことを知りながら受益地を取得した者に対してはこの限りでない。ただし、やむを得ない場合に限り管理者が公共ますを設置することができる。

第8条 公共ますの設置にあたり、義務者は取付管のみを施工すること(以下「管止め」という。)又

は取付管と公共ます底部のみを施工すること（以下「ます止め」という。）を申し出ることができる。この場合義務者は、「公共ます管（ます）止め施工同意書」（別記第3号様式）を管理者に提出することとし、管理者は必要な材料を義務者に支給する。また、管止め・ます止めとなっている取付管の公共ます立ち上げに必要な経費は、義務者が負担することとする。

第9条 この基準に定めるもののほか、新たに公共下水道を築造又は撤去しようとする者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項及び下水道条例第22条に規定する行為の許可を得るものとする。

2 前項の公共下水道を築造又は撤去する者は、「公共下水道築造（撤去）工事等着手届」（別記第4号様式）を提出し、管理者の監督を受けなければならない。

3 前項により公共下水道を築造又は撤去した者が当該工事を完了したときには、「公共下水道築造（撤去）工事等完了届」（別記第5号様式）を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

4 公共下水道を築造し前項の検査に合格した者は、「公共下水道施設寄附申込書」（別記第6号様式）を提出し、当該施設を管理者に帰属させることができる。

5 管理者は、前項の寄附を採納したときは、「公共下水道寄附採納通知」（別記第7号様式）により申込者に通知するものとする。

第10条 この基準に定めるもののほか、新たに公共ますを設置しようとする者は、あらかじめ下水道条例施行規程第17条に規定する承認を得るものとする。既存の公共ますを撤去しようとする者も同様とする。

2 前項により公共ますを設置した者が当該工事を完了したときには、管理者の検査を受けたのち、「公共下水道施設帰属承諾書」（別記第8号様式）を管理者に提出し、当該施設を管理者に帰属させるものとする。

第11条 公共ます又は排水設備を他者所有の土地に設置しようとする義務者は、あらかじめ「排水設備土地使用者同意書」（別記第9号様式）により土地所有者の同意を得るものとする。

第12条 排水設備を共同使用しようとする義務者は、あらかじめ「排水設備共同使用承諾書」（別記第10号様式）を管理者に提出するものとする。

第13条 下水道条例第7条第3項の規定による公共ますの共同使用をしている者が、共同使用にかかる公共ますの変更及び撤去をする場合、その経費は原因者の負担とする。

2 共同使用を解消し、個別の公共ますを設置しようとする場合も前項と同様に取り扱う。

第14条 公共ますは、管理者の承認なくこれを移設し、形状を変更し、又は取り壊してはならない。

2 公共下水道使用者は、公共ますの維持管理に支障を来たすような工作物や物件を設置してはならない。

3 排水設備及び公共ますの管理不行き届きが原因で本管の機能に支障を来たした場合、管理者がその復旧に要する負担を義務者に求めることがある。

第15条 石地処理区及び柏崎処理区中部第十一処理分区においては第5条から第8条を適用しない。また、第1条と第4条については「柏崎市農業集落排水公共ます設置基準」の第1条と第4条を準用し、「農業集落排水」を「公共下水道」と読み替えるものとする。

私道公共下水道設置申請書

年 月 日

柏崎市長 様

申請代表者 住 所
氏 名

次の私道内に公共下水道の設置を申請します。

所在地	柏崎市
地番	
道路の形態	延長 幅員 舗装の種別 アスファルト舗装・コンクリート舗装・砂利道 土地所有者数 人
排水設備 設置義務者	建築物の所有者 人 建築物のない土地の所有者 人
添付書類	1 平面図（排水設備設置義務者を表示） 2 更正図写（私道を含む。土地所有者を記入） 3 登記簿の写（私道部分のみ） 4 承諾書兼申請者名簿
位置図（住宅地図等による別途添付可）	

承諾書兼申請者名簿

私たちは、「柏崎市公共下水道公共ます設置等基準」を遵守するとともに、私道公共下水道の設置を承諾いたします。

年 月 日

※関係者全員を記入のこと。

（土地所有者・排水設備設置義務者の該当するところを○で囲む。その他は（ ）内に該当権利を記入。）

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

土地所有者・設置義務者・その他（ ）	土地所有者・設置義務者・その他（ ）
住 所	住 所
氏 名 _____	氏 名 _____

公共ます管（ます）止め施工同意書

年 月 日

柏崎市長 様

排水設備設置義務者 住 所
氏 名

下記のとおり、公共ますの管（ます）止め施工に同意します。

記

- 1 施工場所 柏崎市
- 2 管（ます）止めの理由
- 3 箇所図

※3点からオフセットをとること。

- 4 公共ますの設置方法

公共ますの立ち上げに必要な材料は排水設備設置義務者が保管し、施工については排水設備設置義務者が負担する。

- 5 支給材料等の明細

工 事 名	公下第 号				工 事
納 品 者					
品 名	材 質	寸 法	単 位	数 量	備 考

公共下水道施設築造（撤去）工事等着手届

年 月 日

柏崎市長 様

承認工事者 住 所
(申請者) 氏 名
電 話

公共下水道施設の築造（撤去）工事に着手したので、次のとおり届け出ます。

承認番号及び 承認年月日	第 号 年 月 日
施 工 場 所	柏崎市
工 事 期 間	着手日 年 月 日 完了予定日 年 月 日
施 工 者	(電話)
現場責任者	(電話)
備 考	

公共下水道施設築造（撤去）工事等完了届

年 月 日

柏崎市長 様

承認工事者 住 所
(申請者) 氏 名
電 話

公共下水道施設の築造（撤去）工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

承認番号及び 承認年月日	第 号 年 月 日
施 工 場 所	柏崎市
工事完了年月日	年 月 日
施 工 者	(電話)
添 付 図 書	1 工事関係写真（竣工及び工事中） 2 竣工図 3 出来型図
備 考	

公共下水道施設寄附申込書

年 月 日

柏崎市長 様

申込者 住所
氏名

下記のとおり公共下水道施設を寄附したいので申し込みます。

施設の名称	公共下水道施設		
構造	管路 (管種) (口径) mm 延長 m		
	マンホール	箇所	
	公共ます	箇所	
施設が占用する土地の表示	大字	市道番号	登記地目
寄附施設の価格	円		
寄附の条件	無条件		
寄附の事由	汚水排除に供するため		
遵守事項	柏崎市下水道条例、同施行規定及び公共ます設置等基準を遵守		
添付書類	位置図 (1/10,000 ~ 1/50,000) 平面図 (1/100 ~ 1/500) 竣工図 更正図写 (分筆、道路位置指定等の状況を明記) その他必要な書類		

公共下水道施設寄附採納通知

第 号
年 月 日

（申込者） 様

柏 崎 市 長

年 月 日付で、申し込みのあった下記の公共下水道施設を市に寄附されることについて感謝をもって採納いたします。

1 寄附採納施設の表示

所在地	柏崎市
施設の名称	公共下水道施設
構造	管路 (管種) (口径) mm 延長 m
	マンホール 箇所
	公共ます 箇所

2 寄附採納の条件

- (1) 当該区域の工事を原因とする路面復旧の必要が生じた場合、復旧は原因者の負担とする。
- (2) 土地利用状況の変化に伴う公共ますの増設等は、原因者の負担とする。

公共下水道施設帰属承諾書

年 月 日

柏崎市長 様

土地所有者 住 所
氏 名

施設所有者 住 所
氏 名

下記のとおり公共下水道施設を次の事項について、市に帰属することを承諾します。

記

1 設置場所 柏崎市

2 下水道施設の内容

- (1) 許可番号 第 号
- (2) 公共ます ます径 mm
- (3) 取付管 口径 mm 、延長 m

3 条件

- (1) 公共下水道施設の設置に必要な土地の使用は無料とし、かかる土地の公租公課は、土地所有者が負担する。
- (2) 土地の使用期間は、公共下水道施設の設置を必要とする期間とする。

排水設備土地使用同意書

年 月 日

設置者 住 所

氏 名

柏崎市 _____ に排水設備を設置するにあたり、

_____ 所有地 _____ に、

別紙図面のとおり排水設備を設置することを同意します。

同意者 住 所

氏 名

排水設備共同使用承諾書

年 月 日

この度、排水設備工事をするにあたり、別紙図面のとおり汚水ます No. により
No. まで共同にて使用し、維持管理することに同意し承諾いたします。

設置者 住 所

氏 名

設置者 住 所

氏 名

設置者 住 所

氏 名

設置者 住 所

氏 名